

大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程

制 定 令和 3. 5. 31 規程165

最近改正 令和 7. 12. 1 規程311

第 1 章 総則

(趣旨等)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員給与規程（以下「職務限定職員給与規程」という。）第 23 条の規定による期末手当及び勤勉手当について定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本法人 公立大学法人大阪をいう。
- (2) 職務限定職員就業規則 大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員就業規則をいう。
- (3) 基準日 6 月 1 日及び 12 月 1 日をいう。
- (4) 調査期間 基準日以前 6 箇月をいう。
- (5) 職務限定職員 職務限定職員給与規程第 1 条に規定する職務限定職員をいう。
- (6) 再雇用職務限定職員 大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員の再雇用に関する規程（以下「職務限定職員再雇用規程」という。）第 2 条第 1 項に定める者をいう。
- (7) 職務限定職員勤務時間等規程 大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (8) 所定の勤務日 職務限定職員としての引き続いた在職期間における所定の勤務日（職務限定職員勤務時間等規程に定める所定の休日以外の日をいう。）をいう。
- (9) 育児休業 大阪公立大学医学部附属病院職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第 4 条に定める育児休業をいう。
- (9 の 2) 出生時育児休業 育児休業等規程第 10 条の 2 に定める出生時育児休業をいう。
- (10) 病気休暇 職務限定職員勤務時間等規程第 18 条の規定により準用される大阪公立大学医学部附属病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「職員勤務時間等規程」という。）第 30 条第 1 項による病気休暇をいう。
- (11) 無給休職 職務限定職員就業規則第 11 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の規定による休職のうち給与の支給を受けないものをいう。
- (12) 起訴休職 職務限定職員就業規則第 11 条第 1 項第 2 号の規定に該当する休職をいう。
- (13) 専従休職 職務限定職員就業規則第 11 条第 1 項第 5 号の規定に該当する休職をい

う。

- (14) 業務傷病休業等 職務限定職員就業規則第 35 条第 1 項に規定する業務傷病休業及び同条第 2 項に規定する通勤傷病休業をいう。
- (15) 自己啓発等休業 職務限定職員就業規則第 37 条の規定により準用される大阪公立大学医学部附属病院職員の自己啓発等休業に関する規程の規定による自己啓発等休業をいう。
- (16) 停職 職務限定職員就業規則第 41 条第 3 号の規定による停職をいう。
- (17) 公職立候補休暇 職務限定職員勤務時間等規程第 17 条の規定により準用される職員勤務時間等規程第 26 条第 2 項第 1 号に規定する特別休暇をいう。
- (18) 公職従事休暇 職務限定職員勤務時間等規程第 17 条の規定により準用される職員勤務時間等規程第 26 条第 2 項第 2 号の規定による特別休暇をいう。

第 2 章 期末手当

(期末手当)

第 3 条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職する職務限定職員に支給する。ただし、次の各号に定める職務限定職員は、支給しない。

- (1) 無給休職中の職務限定職員
 - (2) 起訴休職中の職務限定職員
 - (3) 専従休職中の職務限定職員
 - (4) 停職中の職務限定職員
 - (5) 公職立候補休暇中の職務限定職員
 - (6) 公職従事休暇中の職務限定職員
 - (7) 自己啓発等休業中の職務限定職員
 - (8) 育児休業中又は出生時育児休業中の職務限定職員(調査期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。))がある職員は除く。)
 - (9) 退職又は失職の後基準日までの間において職務限定職員給与規程の適用を受けることとなった職務限定職員(基準日 1 箇月以内において職務限定職員給与規程の適用を受ける職務限定職員としての退職が 2 回以上ある者についてこの規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって、当該退職とする。)
 - (10) その退職に引き続き国又は地方公共団体の教職員となり当該国又は地方公共団体から本法人の在職期間を通算し期末手当(これに相当する給与を含む。)が支給される者
 - (11) 前号に掲げる職務限定職員に準ずると本法人が認める者
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に次の各号に掲げる職務限定職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に、調査期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第 1 に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前 1 箇月以内に退職し、

又は死亡した職務限定職員のうち、職務限定職員給与規程第 24 条の規定により準用される職員給与規程第 34 条第 1 項、第 2 項、第 4 項から第 7 項まで及び第 9 項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 次号に掲げる職務限定職員以外の職務限定職員 100 分の 126.25
- (2) 再雇用職務限定職員 100 分の 71.25

(期末手当の通算)

第 4 条 第 3 条第 2 項に規定する在職期間は、職務限定職員給与規程の適用を受ける職務限定職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 停職の期間
- (2) 公職立候補休暇の期間
- (3) 公職従事休暇の期間

3 前 2 項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間の 2 分の 1 の期間を除算する。

- (1) 休職（職務限定職員就業規則第 50 条第 2 項の規定による休職を除く。）にされていた期間
- (1 の 2) 育児休業をしている職務限定職員であった期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職務限定職員を除く。）
- (1 の 3) 出生時育児休業をしている職務限定職員であった期間（当該出生時育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職務限定職員を除く。）
- (2) 育児休業等規程第 17 条第 1 項に規定する育児短日数勤務の期間における休日のうち勤務時間等規程に定める所定の休日以外のもの
- (3) 自己啓発等休業の期間
- (4) 理事長が特に必要と認める休職の期間

4 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間は除算しない。

- (1) 職務限定職員就業規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する休職のうち、業務上又は通勤上の傷病によるもの（業務通勤傷病休職）の期間
- (2) 病気休暇の期間
- (3) 育児休業等規程第 11 条第 1 項に規定する介護休業の期間
- (4) 業務傷病休業等の期間

第 5 条 調査期間において、次の各号に掲げる者が職務限定職員給与規程の適用を受ける職務限定職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第 1 項の在職期間に算入する。

- (1) 公立大学法人大阪職務限定職員就業規則の適用を受ける職務限定職員（以下「法人

職務限定職員」という。) から引き続き職務限定職員となった者 当該法人職務限定職員の期間

(2) 大阪公立大学工業高等専門学校職務限定職員就業規則の適用を受ける職務限定職員(以下「高専職務限定職員」という。) から引き続き職務限定職員となった者 当該高専職務限定職員の期間

(3) 大阪公立大学医学部附属病院有期雇用職員就業規則の適用を受ける有期雇用職員(以下「病院有期雇用職員」という。) から引き続き職務限定職員となった者 当該病院有期雇用職員の期間

(4) 大阪公立大学医学部附属病院無期雇用職員就業規則の適用を受ける無期雇用職員(以下「病院無期雇用職員」という。) から引き続き職務限定職員となった者 当該病院無期雇用職員の期間

(5) 公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則の適用を受ける有期雇用教職員(以下「有期雇用教職員」という。) から引き続き職務限定職員となった者 当該有期雇用教職員の期間

(6) 公立大学法人大阪無期雇用教職員就業規則の適用を受ける無期雇用教職員(以下「無期雇用教職員」という。) から引き続き職務限定職員となった者 当該無期雇用教職員の期間

(7) 大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員就業規則の適用を受ける有期雇用教職員(以下「高専有期雇用教職員」という。) から引き続き職務限定職員となった者 当該病院有期雇用教職員の期間

(8) 大阪公立大学工業高等専門学校無期雇用教職員就業規則の適用を受ける無期雇用教職員(以下「高専無期雇用教職員」という。) から引き続き職務限定職員となった者 当該病院無期雇用教職員の期間

2 前項の期間の算定については、前条第2項から第4項の規定を準用する。

(期末手当基礎額)

第6条 第3条第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職務限定職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職務限定職員が受けるべき給料の月額とする。

2 パートタイム再雇用職務限定職員(職務限定職員再雇用規程第2条第3項に規定するものをいう。以下同じ。)の期末手当基礎額については、前項における「給料」を、「職務限定職員給与規程に定めるフルタイム再雇用職務限定職員(職務限定職員再雇用規程第2条第2項に規定するものをいう。)の場合の給料月額に、1週当たりの所定勤務時間を38.75で除して得られる数を乗じて得られる給料の月額(1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)」として計算する。

3 期末手当基礎額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第2章の2 勤勉手当

(勤勉手当)

第6条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職務限定職員に支給する。ただし、次の各号に定める職務限定職員は、支給しない。

- (1) 休職中の職務限定職員
- (2) 停職中の職務限定職員
- (3) 自己啓発等休業中の職務限定職員
- (4) 育児休業中又は出生時育児休業中の職務限定職員（調査期間において勤務した期間がある職務限定職員を除く。）
- (5) その退職又は失職の後基準日までの間において職務限定職員給与規程の適用を受けることとなった職務限定職員（基準日1箇月以内において職務限定職員給与規程の適用を受ける職務限定職員としての退職が2回以上ある者についてこの規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって、当該退職とする。）
- (6) 退職に引き続き国又は地方公共団体の教職員となり当該国又は地方公共団体から本法人の在職期間を通算し勤勉手当（これに相当する給与を含む。）を支給される者
- (7) 前号に掲げる職務限定職員に準ずると理事長が認める者

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額にその者の調査期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて別表第2に掲げる割合及び次の各号に掲げる割合を乗じた額とする。

- (1) 再雇用職務限定職員以外の者 次条に定める勤務状況の期間における勤務成績に応じて次に定める割合
 - ア 勤務成績が良好な者 100分の106.25
 - イ 勤務成績が良好でない者 100分の102.75
- (2) 再雇用職務限定職員 次条に定める勤務状況の期間における勤務成績に応じて次に定める割合
 - ア 勤務成績が良好な者 100分の51.25
 - イ 勤務成績が良好でない者 100分の49.6

(勤勉手当の成績率にかかる勤務状況の期間)

第6条の3 前条第2項第1号及び第2号に定める期間は、基準日の属する年度の前年度4月1日（同日後に新たに職務限定職員となった者は新たに職務限定職員となった日）から3月31日までとする。

(勤勉手当の通算)

第6条の4 第6条の2第2項に規定する勤務期間は、職務限定職員給与規程の適用を受ける職務限定職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 停職の期間
- (2) 休職にされていた期間

- (3) 育児休業をしている職務限定職員であった期間（当該育児休業の承認にかかる期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職務限定職員を除く）
- (4) 出生時育児休業をしている職務限定職員であった期間（当該出生時育児休業の承認に係る期間（当該期間が2つ以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職務限定職員を除く）
- (5) 自己啓発等休業の期間
- (6) 職務限定職員給与規程第25条の規定により給与を減額された期間
- (7) 病気休暇により勤務しなかった期間（前号に掲げる期間に該当する期間のうち業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病によるものを除く。）から職務限定職員勤務時間等規程第8条の規定により定められた休日除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 育児休業等規程第11条に規定する介護休業を与えられて勤務しなかった期間から休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (9) 公職立候補休暇の期間
- (10) 公職従事休暇の期間
- (11) 育児休業等規程第17条に定められる育児短日数勤務の期間について、別に定める換算率により得られる期間
- (12) 調査期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第6条の5 第5条の規定は、前条第1項の規定による在職期間について準用する。この場合において「前条第1項」とあるのは、「第6条の4第1項」と、「前条第2項から第4項まで」とあるのは、「第6条の4第2項」と読み替えるものとする。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間は、在職しなかった期間とみなす。

（勤勉手当基礎額）

第6条の6 第6条の2第2項に規定する勤勉手当基礎額については、第6条の規定を準用する。

第3章 期末手当及び勤勉手当の支給

第7条 職務限定職員の期末手当及び勤勉手当の支給については、大阪公立大学医学部附属病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「職員期末勤勉手当規程」という。）第4章の規定を準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和3年6月1日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧病院就業規則 (旧) 大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則をいう。
- (2) 旧病院勤務時間等規程 (旧) 大阪市立大学医学部附属病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (3) 旧病院育児休業等規程 (旧) 大阪市立大学医学部附属病院職員の育児・介護休業等に関する規程をいう。
- (4) 旧病院自己啓発等休業規程 (旧) 大阪市立大学医学部附属病院職員の自己啓発等休業に関する規程をいう。
- (5) 再雇用職務限定職員 職務限定職員再雇用規程第2条第1項に規定する再雇用職務限定職員である者をいう。
- (6) フルタイム再雇用職務限定職員 再雇用職務限定職員のうち、フルタイム再雇用職務限定職員である者をいう。
- (7) パートタイム再雇用職務限定職員 再雇用職務限定職員のうち、パートタイム再雇用職務限定職員である者をいう。

(令和4年4月1日後最初の期末手当の調査期間にかかる在職期間の取扱いの特例)

3 令和4年4月1日後最初の期末手当の調査期間のうち、令和4年3月31日までの間の休職等の期間は、対応する事由又は取扱い欄に掲げる休職等の期間とみなし、又は当該欄のとおり取り扱う。

休職等の期間	対応する事由又は取扱い
職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院育児休業等規程第10条に規定する育児短時間勤務の承認を受けて勤務しなかった期間	承認を受けて短縮された総時間数を1日の所定勤務時間で除した数の2分の1を日数とし、第7条の規定により準用される職員期末勤勉手当規程第18条の規定に基づき期末手当にかかる在職期間から除算する。
職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院就業規則第59条第1項の規定による就業の禁止(以下「就業の禁止」という。)により与えられた病気休暇の期間	職務限定職員就業規則第50条第1項の規定による就業の禁止により与えられた病気休暇の期間
職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院自己啓発等休業規程の規定による自己啓発等休業	職務限定職員就業規則第37条に規定する自己啓発等休業の期間

の期間	
職務限定職員勤務時間等規程附則第2項第1号の規定により準用される旧病院勤務時間等規程第33条の規定による病気休暇（就業の禁止及び勤務停止により与えられた病気休暇を除く。）	職務限定職員勤務時間等規程第18条の規定により準用される職員勤務時間等規程第30条の規定による病気休暇（就業の禁止及び勤務停止により与えられた病気休暇を除く。）

- 4 令和4年4月1日後最初の再雇用職務限定職員の期末手当の調査期間のうち、令和4年3月31日までの間のフルタイム再雇用職務限定職員の欄及びパートタイム再雇用職務限定職員の欄に掲げる休職等の期間は、対応する事由欄に掲げる休職等の期間とみなす。

フルタイム再雇用 職務限定職員	パートタイム再雇用 職務限定職員	対応する事由
職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院育児休業等規程第3条の規定による育児休業	職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院育児休業等規程第3条の規定による育児休業	育児休業等規程第4条の規定による育児休業
職務限定職員勤務時間等規程附則第2項第1号の規定により準用される旧病院勤務時間等規程第33条の規定による病気休暇	職務限定職員勤務時間等規程附則第2項第2号の規定により準用される大阪市立大学医学部附属病院短時間勤務職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「短時間勤務職員勤務時間規程」という。）第31条の規定による病気休暇	職務限定職員勤務時間等規程第18条の規定により準用される職員勤務時間等規程第30条第1項の規定による病気休暇
職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院就業規則第19条第1項第2号の規定による起訴休職	職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院就業規則第19条第1項第2号の規定による起訴休職	職務限定職員就業規則第11条第1項第2号の規定による起訴休職
職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院就業規則第19条第1項第3号の規定による研究休職	職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される病院就業規則第19条第1項第3号の規定による研究休職	職務限定職員就業規則第11条第1項第3号の規定による研究休職

職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院就業規則第19条第1項第4号の規定による災害休職	職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院就業規則第19条第1項第4号の規定による災害休職	職務限定職員就業規則第11条第1項第4号の規定による災害休職
職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院就業規則第19条第1項第6号の規定による専従休職	職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院就業規則第19条第1項第6号の規定による専従休職	職務限定職員就業規則第11条第1項第5号の規定による専従休職
職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院就業規則第19条第1項第7号の規定による休職	職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院就業規則第19条第1項第7号の規定による休職	職務限定職員就業規則第11条第1項第6号の規定による休職
職務限定職員勤務時間等規程附則第2項第1号の規定により準用される旧病院勤務時間等規程第28条第2項第1号の規定による公職立候補休暇及び第2号の規定による公職従事休暇	職務限定職員勤務時間等規程附則第2項第2号の規定により準用される短時間勤務職員勤務時間等規程第27条第2項第2号の規定による公職立候補休暇及び第3号の規定による公職従事休暇	職務限定職員勤務時間等規程第17条の規定により準用される職員勤務時間等規程第26条第2項第1号の規定による公職立候補休暇及び第2号の規定による公職従事休暇
職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院育児休業等規程第16条第1項の規定による介護休業	職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧病院育児休業等規程第16条第1項の規定による介護休業	育児休業等規程第11条第1項の規定による介護休業

- 5 前2項の規定にかかわらず、令和4年4月1日後最初の期末手当の調査期間の終期を超えて発令、承認されている休職等の期間については、次期以後支給の期末手当の調査期間においても、前2項の表に掲げる対応する事由欄に掲げる休職等の期間とみなす。

(特定有期雇用職員から職務限定職員となった者の通算)

- 6 特定有期雇用職員から職務限定職員となった者については、特定有期雇用職員として在職した期間を職務限定職員の在職期間とみなす。

附 則 (令和3.11.30 規程281)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月

1日から施行する。

附 則（令和 4. 3. 31 規程 504）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4. 10. 1 規程 605）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5. 11. 30 規程 221）

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6. 3. 22 規程 55）

（施行期日等）

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 6 年 6 月 1 日を基準日とする勤勉手当にかかる調査期間は、この規程による改正後の大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程第 2 条第 4 号の規定にかかわらず、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 1 日までの期間とする。

附 則（令和 6. 12. 1 規程 236）

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7. 12. 1 規程 311）

この規程は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（期末手当の在職期間割合）

在職期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

別表第 2

勤務期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80

4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0